

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業経営の透明性及びコーポレート・ガバナンスの有効性が求められていることを十分に認識しております。また当社は、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制と株主及び当社の置かれた社会的立場を重視した公正・公明な経営システムを構築し、維持することを最重要課題としております。具体的には、適時適切な情報開示に努めることにより経営の透明性を高め、ステークホルダーとの円滑な関係を構築し、コンプライアンス体制の強化を図り、意思決定と業務執行が適切に行われるよう適正かつ効率的な取締役会の運営に努め、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるとともに、最適な企業組織のあり方を追求し株主及び他の利害関係者の期待に応えてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則2-4-1 中核人材の登用等における多様性の確保】

当社は、女性・外国人・中途採用者といった属性を問わず、役職に見合った能力・経験・適性を有する者を登用すべきとの考えのもと、中核人材への登用についての属性ごとの定量的な目標値を設定しておりません。

一方で、当社は、多様化する顧客のニーズに対応するうえで、ダイバーシティの視点は極めて重要であると考えており、中期経営計画(2022年3月期～2026年3月期)においてもESG、SDGsの取組みを強化する項目を掲げ、ダイバーシティの促進により女性・外国人・中途採用者の管理職の育成、登用に力を入れる取組みをグループ全体で継続しています。

近年は新卒採用者において男性より女性が上回る傾向にあります。現状の当社の女性の採用・登用の指標は以下に示す通りです。

(1) 正社員における女性比率: 38.3%

(2) 新卒採用者における女性比率、過去3年間:

2020年3月期 60.6%

2021年3月期 67.8%

2022年3月期 58.8%

(3) 管理職における女性比率: 2.7%

(4) 役員(社内外問わず)における女性比率: 7.7%

各比率は2022年3月31日現在のものです。

また人材育成方針、社内環境整備方針は、当社の中期経営計画(2022年3月期～2026年3月期)の長期方針にて公表しております。

【補充原則3-1-3 サステナビリティについての取組み等】

当社は、経営理念であります「包装用品とこれに関連する事業を通じ快適な社会づくりに貢献する」を実現するうえで、サステナビリティへの寄与が不可欠の要素であると考えております。中期経営計画(2022年3月期～2026年3月期)においてもESG、SDGsの取組みを強化する項目を掲げ、環境配慮型商品の開発や、電力使用量・CO2排出量の削減などにグループ全体で取組みを継続しています。

人的資本への投資については、各種の教育機会を設け、新人教育研修、階層別教育研修、商品に対する勉強会、ITにおける研修、e-ラーニング等を実施しております。その他、当社の経営理念に則り「社員の楽しく健康な生活」を支援すべく、テレワークやフレックス制度を推奨し、社員一人ひとりの働きやすい環境を整備し社員のスキル向上と共に効率化を図っております。

知的財産への投資は経営理念であります「常に顧客のニーズに応え創意工夫による市場拡大に努める」を実現するうえで重視しており、具体的には、様々なデザインの開発を積極的に行っているほか、商品開発分野においては環境負荷の小さい素材の研究に力点を置いており、従業員を対象とした報奨金付きの新商品提案制度「キラメキ商品アイデア企画」を設けるなどしております。また、オムニチャネル戦略の積極的な展開のため、ITに関する投資も充実を図っております。

尚、TCFDに対する取組みについては、当社の事業内容と照らして、データの収集方法などを検討してまいります。気候変動に関する当社グループの影響が確認された際は、速やかに開示する所存です。

【補充原則4-2-2 サステナビリティに関する基本的な方針】

当社は、経営理念・企業行動指針を通じてサステナビリティに関する基本的な考え方を表明しており、環境に関しましては別途具体化した環境方針を策定し開示・運用しております。社会・ガバナンスの側面に関しましては、方針の具体化を図ってまいります。中期経営計画(2022年3月期～2026年3月期)においてもESG、SDGsの取組みを強化する項目を掲げており、関連の活動に関しましては、毎年開示しておりますCSR報告書にも記事を掲載しております。

中期経営計画(2022年3月期～2026年3月期)では、事業ポートフォリオに関する戦略が盛り込まれています。この進捗について、取締役会が監督する事で、企業の持続的な成長を目指しております。中期経営計画について修正が必要になった際は、速やかに開示いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

政策保有株式の保有は、縮減を基本方針としておりますが、当社の成長に資するか、将来的な事業の発展に資するかを総合判断し、例外的に実施しています。

個別銘柄の保有の適否に関しましては、株価の動向や受取配当金のみならず、関連取引の経緯や規模、将来の見込などの諸事情を勘案し、総合的な判断をしています。議決権行使基準については、企業価値の向上につながる意思決定を行っているかの観点から検討を行ったうえで、総

合的な判断をしています。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、取締役の競業取引や利益相反取引につき、取締役会付議基準に則り、取締役会の決議事項といたしております。その審議・議決の際には、当該役員は、特別利害関係人として除外されます。

また、取引条件及び取引条件の決定方針等につき、株主総会招集通知で開示しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、確定拠出年金制度と退職一時金制度(年金受給も可)を併用しているほか、上乘せ分として企業年金基金にも加入しております。同基金は、運用受託機関の選任、評価、運用業務等に関して、中立性・公平性の高い資産運用委員会にて審議し、運用を行っております。なお、退職一時金につきましては、退職給付信託にて運用及び支給を行っています。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)会社の社是、経営理念、企業行動指針、長期ビジョン、長期方針、中期経営計画を当社ホームページで開示しています。

(会社社是、経営理念、企業行動指針につき<https://www.shimajima.co.jp/aboutus/governance.html>)

長期ビジョン、長期方針、中期経営計画につきhttps://www.shimajima.co.jp/ir/medium_long.html)

(2)コーポレートガバナンスに関する基本方針は、有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書、及びCSR報告書にて開示しています。

(有価証券報告書につきhttps://www.shimajima.co.jp/ir/library/securities_quarterly.html)

コーポレートガバナンス報告書につき<https://www.shimajima.co.jp/aboutus/governance.html>)

CSRの内容につき<https://www.shimajima.co.jp/csr/report.html>)

(3)経営陣幹部、取締役の報酬は、定額的な基本報酬と業績に連動する賞与の二本立てとしており、後者の算定では経営上の提案状況及びその実施状況、結果としての経営実績を斟酌しております。最終的に、報酬は取締役会が決定しております。

(4)取締役会は、経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際に、取締役規程、取締役会規程、執行役員規程、監査役規程等により、法定要件を満たしているかどうかのほか、その人格と識見を重視し、指名報酬委員会に諮問し答申を受け、慎重に審議することとしています。また、その管掌業務の設定等に関連して、経歴や専門性を斟酌し、構成員のバランスをはかっております。

(5)取締役・監査役の選解任理由に関しましては、株主総会の招集通知及び有価証券報告書で開示いたします。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社では、執行役員制を採用しており、重要な意思決定及び監督を取締役に実施し、日常的な業務執行を執行役員が実施するという基本体制をとっております。

重要事項の意思決定や監督に関する事項については、取締役会規程と取締役会付議基準等に規定しています。日常的な執行に関する委任の具体的な範囲は、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等により明確に定めています。その概要及び各執行役員の管掌業務の概略に関しては、招集通知、有価証券報告書等で明記しています。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、独立社外役員の独立性を判断するうえで、独自の基準を設定し本報告書の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項、【独立役員関係】」、及び株主総会参考書類、有価証券報告書で開示しております。

取締役会は、同基準のほか、人格、経営に関する経験や見識、法律・会計・財務等に関する専門性など、率直・活発で建設的な検討への貢献を期待できるような人物を社外取締役の候補者に選定するよう、尽力しております。

【補充原則4-10-1 独立した指名報酬委員会の設置】

当社は指名委員会・報酬委員会の双方の機能を担う指名報酬委員会を設置しております。委員会の権限、役割、委員会構成の独立性に関する考え方については本報告書の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項、【取締役関係】」に記載のとおりです。

【補充原則4-11-1 取締役会全体の構成に関する考え方】

当社は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性等に関する考え方については、取締役候補の指名に関する考え方とほぼ一致しております(原則3-1(4))。(取締役会での経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際は、取締役規程、取締役会規程、執行役員規程、監査役規程、監査役会規程等により、法定要件を満たしているかどうかのほか、その人格と識見を重視し、取締役会で慎重に審議しています。また、その管掌業務の設定等に関連して、経歴や専門性を斟酌し、構成員のバランスを図っております。)

各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスを当該報告書の最終頁に記載しております。

【補充原則4-11-2 兼任状況の開示】

当社では、株主総会の招集通知、有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書を通じて、兼任状況の開示を行っています。

(招集通知につき<https://www.shimajima.co.jp/ir/stock/convocation.html>)

有価証券報告書につきhttps://www.shimajima.co.jp/ir/library/securities_quarterly.html)

コーポレートガバナンス報告書につき<https://www.shimajima.co.jp/aboutus/governance.html>)

また、業務執行取締役については、兼任は当社グループ内に制限されており、当社グループでの経営に専念できる状況にあります。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性に関する分析・評価】

当社は、企業価値の向上を図るべく、2022年3月、アンケート方式により、取締役会の自己評価を実施しました。

・実施対象: 全取締役及び全監査役

・実施目的: アンケートを各対象者が記入の上、取締役会の実効性を客観的に検証し、抽出された課題について、必要に応じて改善を図る。

・実施項目: 本年度はコーポレートガバナンス・コードの改訂で新たに加わった項目である「サステナビリティを巡る課題への対応」 英文開示「ダイバーシティ」を重点項目といたしました。

・結果概要: 気候変動要因によるリスクの分析などTCFDへの対応の議論が不十分との指摘があり、サステナビリティ委員会の設置の検討についても意見がありました。英文開示については出来る所から徐々に手を付けて行けばよいとの意見もありましたが、プライム市場上場企業としての課題と捉えるべきとの意見も出ました。女性管理職の登用などについて具体的な数値目標の検討などの必要性を認識していますが、一方で性別の問題よりも多様性の見地からの人材の発掘が必要であるとの認識も示されました。以上のような結果を踏まえ、今後も着実な努力を進めてまいりたいと存じます。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役及び監査役のトレーニングの重要性を認識しており、取締役規程・監査役規程でも義務化しております。

これを受けて、取締役・監査役は、セミナーや研究会に出席し、研鑽を図っています。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

株主からの対話の申込みに対しては、ディスクロージャーポリシーを自社ホームページにて開示し積極的に対応しています。また、決算の開示に際して、機関投資家向けの決算説明会を開催しているほか、IR窓口を設置し、その連絡先を自社ホームページにて開示しています (https://www.s himojima.co.jp/ir.html)。

- (1) 当社は、株主との対話全般は、経営企画本部管掌の業務執行取締役が統括しております。
- (2) そして、対話を補助するIR担当部署は、経営企画部となっており、同部署が総務部・経理部と密接に連携して、株主との対話に努めております。機関投資家は経営企画部が、個人投資家及び株主は主に総務部が対応しております。
- (3) 対話の形式としては、個別の電話対談、個別面談のほか、年2回の決算説明会により対応しております。
- (4) 対話において把握された株主の意見・懸念については、経営企画部や総務部より経営陣幹部にフィードバックされております。
- (5) インサイダー情報については、総務部を中心に社内規程によって管理しており、経営企画部、経理部等関連部署にも周知徹底を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社 謙友	4,605,600	19.78
有限会社 ケイエヌジェイ	2,687,600	11.54
有限会社 和貴	2,195,600	9.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,011,300	4.34
下島 公明	724,600	3.11
下島 和光	713,781	3.06
シモジマ従業員持株会	670,775	2.88
日本生命保険相互会社	560,547	2.40
シモジマ取引先持株会	497,848	2.13
下島 謙司	439,360	1.88

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

上記のほか、当社が自己株式981,295株を保有しております。割合(%)は小数点第3位未満を切り捨てております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分更新	東京 プライム
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数更新	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
梅野 勉	他の会社の出身者											
岩崎 剛幸	他の会社の出身者											
金井 千尋	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

梅野 勉	○	日邦産業(株)社外取締役であり、同社と当社との間に取引関係はありません。	梅野勉氏につきましては、永年にわたり自動車関連企業の経営者として経営に関与されております。経営全般の監視並びに取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・意見を期待できると判断しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立した存在であると判断し、独立役員として指定しております。
岩崎 剛幸	○	ムガマエ(株)代表取締役、(株)アールエイジ社外取締役監査等委員であり、両社と当社との間に取引関係はありません。	岩崎剛幸氏は、経営コンサルタントとしての豊富な知識と経験を有しており、その豊富な知識と経験をもとに当社経営に対して客観的意見や助言を述べていただくなどにより、一般株主と同様の立場において意思決定を行い、監督機能の実効性を確保できると判断したものであります。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立した存在であると判断し、独立役員として指定しております。
金井 千尋	○	国立研究開発法人物質・材料研究機構監事、農水産業協同組合貯金保険機構監事、(株)井ノ瀬運送監査役、清令監査法人社員であり、各組織と当社との間に取引関係はありません。	金井千尋氏は、公認会計士としての豊富な知識と経験を有しており、その豊富な知識と経験をもとに当社経営に対して客観的意見や助言を述べていただくなどにより、一般株主と同様の立場において意思決定を行い、監督機能の実効性を確保できると判断したものであります。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立した存在であると判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	7	0	2	3	0	2	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	7	0	2	3	0	2	社外取締役

補足説明

当社の任意の指名報酬委員会は、指名委員会と報酬委員会の双方の機能を担っており、取締役会の諮問に応じて取締役の指名、報酬、後継者計画等について審議を行い、答申します。委員は取締役会の決議によって選定されます。委員の過半数が独立役員から成り、委員長を独立社外取締役としており、これにより委員会の独立性を担保しております。

指名報酬委員会の手続：指名報酬委員会規則で制定しております。決議は、委員の過半数の賛成をもって行っております。

開催頻度：原則として月1回

主な検討事項：取締役および重要な役職員の選任および解任、後継者計画、役員の報酬等

出席状況：2022年3月期におきましては、委員は各回において全員出席しました。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、内部統制システムの実効性を高めるため、内部統制に関する社内体制を強化するとともに、業務執行部門から独立した内部監査部門(監査室)2名が当社各部署及び子会社に対する内部監査(会計監査、業務監査、組織制度監査等)を定期的を実施しております。監査対象は本社部門を始め全事業部門で、期末までに翌期の内部監査計画書を策定して内部監査業務を展開しております。業務活動の効率性、違法性、社内規程の順守等に関する検証を行い、監査結果については内部監査報告書により社長及び監査役会に報告しております。また、必要に応じて、指摘事項については是正させております。

当社の監査役会は、常勤監査役2名、社外監査役2名の4名構成となっております。

監査役会は、独立の立場から取締役の職務執行を監査することにより企業不祥事を防止し、健全で持続的な成長を確保することを基本責務であると認識しております。監査役は、取締役会・執行役員会等の重要な意思決定会議へ出席し、付議事項の妥当性、手続きの適法性の確認をするとともに、必要な意見を述べております。また、連結計算書類及び計算書類等の監査については、監査役監査規程に基づき会計監査人と会合を開催して情報を共有しております。さらに監査役は、監査上の必要性に従い、内部監査部門と緊密な連携を保ち内部監査の結果を活用しております。なお、会計監査人については、EY新日本有限責任監査法人を選任しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐藤 裕一	公認会計士													
榎本 峰夫	弁護士													

- 会社との関係についての選択項目
- 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
- 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤 裕一	○	公認会計士佐藤裕一事務所代表であり、当該事務所と当社との間に取引関係はありません。	佐藤裕一氏につきましては、公認会計士として監査実績及び経理・財務に関する専門知識を保有し、当社を取り巻く経営環境や諸事情にも精通し、経営陣から一定の距離を取りながら当社の経営を監視しております。また、同氏が代表しております会計事務所と、当社には取引等の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立した存在であると判断し、独立役員として指定しております。
榎本 峰夫	○	榎本・松井法律事務所主宰(代表)であり、当該事務所と当社との間に取引関係はありません。	榎本峰夫氏につきましては、弁護士として豊富な経験により当社を取り巻く経営環境や諸事情にも精通し、公正かつ中立的な立場において、適切な助言や監督しております。また、同氏が代表しております弁護士事務所と当社には、取引等の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立した存在であると判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、「社外取締役及び社外監査役の独立性基準」を定めており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考えとしています。本独立性基準により、社外取締役3名及び社外監査役2名は独立役員に指定しております。当社は、独立役員の資格を満たす社外役員をすべて独立役員に指定しています。

当社における「社外取締役及び社外監査役の独立性基準」は、以下のとおりです。

- (1) 就任予定日または過去において、当社及び当社の子会社等または関連会社の業務執行者となることがないこと。
- (2) 現に当社の子会社及び関連会社に所属している者でないこと。
- (3) 前1項・2項に関連して、就任予定日から遡って退職後10年間以上経過していること。
- (4) 直近3会計年度において、当社の株主名簿の上位10位以内の大株主、または大株主である団体に所属している者でないこと。
- (5) 直近3会計年度において、当社グループが実施した取引総額が相互に年間の連結売上高の1%以上の取引先に現に所属している者でないこと。
- (6) 直近3会計年度において、当社から役員報酬等以外に年平均100万円以上の金銭その他の財産上の収入を得ている会計専門家、法律専門家またはコンサルタント若しくは顧問契約先(法人または団体である場合は、現に所属している者)ではないこと。
- (7) 直近3会計年度において、年平均の総収入の1%以上の寄付を当社グループから受けている非営利団体に所属している者でないこと。
- (8) 前4項5項6項及び7項に関連して、団体または取引先等に所属していた場合、就任予定日から遡って退職後5年以上経過していること。
- (9) 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者または3親等以内の親族でないこと。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	その他
---	-----

該当項目に関する補足説明 更新

当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員に対し、業績向上の意識を高めることを目的として、2022年5月11日開催の取締役会において2022年7月より業績連動報酬を導入する旨を決議しております。また、取締役及び監査役の報酬につきましては、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、中長期的なインセンティブとすることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

2022年3月期における当社の取締役に対する報酬等の額は218百万円(うち、社外取締役に対する報酬16百万円)です。連結報酬等の総額が1億円を超える者はありませんので、各取締役個別の報酬は開示しておりません。なお、当社は、2007年6月27日開催の第46回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、同廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に支給することを決議いたしております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、1994年6月30日開催の第33回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年間総額500百万円以内とし、監査役の報酬限度額を年間総額100百万円以内とする旨決議をいただいております。

また、2021年6月23日開催の第60回定時株主総会では、取締役及び監査役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定に関する件につきご承認いただきました。

当社は、上掲各決定を踏まえ、2022年5月11日開催の取締役会において、従来の「基礎報酬と賞与」という体系を改め、固定報酬としての「基本報酬」と変動報酬としての「業績連動報酬」という2つの体系を2022年7月より導入する旨を決議いたしました。同方針は、コーポレート・ガバナンスに関する当社の基本方針に基づき、各役員が業務執行・経営監督に関する機能を適切、かつ十分に発揮することにより、当社グループの持続的成長と継続的な企業価値や株主価値の向上に資するよう定められています。

報酬の水準については当社の発展を担う有為な人材を確保・維持できるレベルを目標としています。

a. 役員報酬の構成について

・業務執行取締役の報酬体系は各役員の役割や職責に基づいて支給される「基本報酬(固定報酬)」と業績等に連動して決定される「業績連動報酬(変動報酬)」の2種類構成といたします。上記報酬の構成比率は、基本報酬:業績連動報酬(基準額)の比率を88:12といたします。

・業務執行から独立した立場にある社外取締役および監査役には、業績連動報酬は相応しくないため、基本報酬のみの支給としています。

基本報酬

・基本報酬は職責に応じた堅実な職務執行を促すことを目的としています。

・基本報酬額は役位・就任年数・職責を勘案し、経験値・評価等を調整の上決定されます。

業績連動報酬

・業績連動報酬はグループの成長に向けた業績向上の意識を高めることを目的としています。(業務執行から独立した立場にある社外取締役および監査役には、業績連動報酬は相応しくないため、基本報酬のみの支給としています。)

・業績連動報酬総額は業績連動報酬基準額に、特定する業績指標の目標値達成度および前年度実績値に対する達成度を反映した業績指標を乗じて決定いたします。

(注1)業績連動報酬基準額は、直近10年間ににおける連結当期純利益の平均額を基礎値とし、当該金額に一定の割合を乗じて算出された金額といたします(ただし、報酬額の上限については、基準額の200%とします)。

(注2)業績指標は、i)連結売上高、ii)連結営業利益、iii)EPS(一株当たり利益)をもとに、各指標の目標値(事業計画値)および前年度における実績値に対する達成度に応じて算定した係数となります。具体的には、下記の各基本指標とそれに関する各割合との積を合算した値となります。

< 基本指標とそれに関する割合 >

連結売上高に関する達成率(予算対比):15%

連結売上高に関する達成率(実績対比):15%

連結営業利益に関する達成率(予算対比):20%

連結営業利益に関する達成率(実績対比):20%

EPS(1株当たり連結当期純利益)に関する達成率(予算対比):15%

EPS(1株当たり連結当期純利益)に関する達成率(実績対比):15%

上掲各基本指標は、当社の業績向上と本業の発展、株主の皆さまへの利益還元への寄与を重視する視点から選択しております。

業績連動報酬額 = (直近10年間ににおける連結当期純利益の平均の一定割合) × Σ (各基本指標 × 各割合)

なお、取締役の報酬額には、従来通り使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものとしたいと存じます。

非金銭報酬

上掲の第60回定時株主総会決議により、各取締役及び各監査役は、譲渡制限付株式の付与を受けうることとなりました。付与の総数は、上掲の基本報酬の内枠内で、各取締役及び各監査役が選択することとなります。

b. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

報酬の付与の時期や条件に関する決定は、前事業年度の業績が確定した5月初旬以降に開催される取締役会にて行います。

c. 報酬に関するガバナンスについて

・役員報酬に関する方針・内容の決定権限は、当社取締役会にあります。同決定につき、取締役会は、任意の指名報酬委員会に対して諮問を行い、その答申を受けており、当事業年度に係る各取締役に対する報酬の決定に際しても、指名報酬委員会からの同答申を尊重し、上掲方針に沿うものと判断しております。

・前事業年度における指名報酬委員会の活動状況は以下の通りであります。指名報酬委員会は前事業年度における14回開催中の7回にて業績連動報酬に関する審議を行いました。

< 前事業年度における指名報酬委員会への出席状況 >

梅野勉 社外取締役(委員長) 14回/14回

岩崎剛幸 社外取締役 14回/14回

金井千尋 社外取締役 10回/10回

佐藤裕一 社外監査役 14回/14回

榎本峰夫 社外監査役 14回/14回

下島和光 代表取締役会長 14回/14回

笠井義彦 代表取締役社長 14回/14回

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

(1) 社外取締役のサポート体制

取締役会の事務局である総務部より、資料及び議事録等を紙媒体または電子メールにて送付しています。また、議案内容に関する説明及び資料を求めた場合には、担当役員、担当部門または事務局が補佐しています。

(2) 社外監査役のサポート体制

監査役が職務補助のために監査役スタッフを置くことを求めた場合には、監査役の職務を援助するために必要な要員を配置します。また、その人事異動、評価、懲戒に関しては監査役会の事前同意を要することとしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社取締役会は、当社グループ全体の視野に立った経営の基本方針及び経営の重要な意思決定と業務執行を指揮監督する役割を担っております。

また、2014年6月24日開催の第53回定時株主総会において、社外取締役1名選任を決議し、2015年6月24日開催の第54回定時株主総会及び2021年6月23日開催の第60回定時株主総会において、コーポレート・ガバナンスの強化を図るべく社外取締役をそれぞれ1名ずつ増員しています。本報告書提出日現在の経営体制は、取締役の員数は9名(うち社外取締役3名)、監査役の員数は4名(うち社外監査役2名)、執行役員は6名(取締役兼務5名は除く)となっています。

2022年3月期において取締役会は、計14回開催し、中期経営計画、新役員報酬制度、M&A、新市場区分、物流、IRの拡充、DXの推進、宣伝広告、店舗政策、内部統制等の重要事項について、職務執行の適切性、効率性等の観点から審議を行いました。

社外取締役は、取締役会での意思決定の妥当性・適正性を確保するため意見等を述べるなど経営監視機能を強化する役割を担っています。

また、当社は執行役員制度を導入しています。執行役員制度導入の目的は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能との分離により経営の効率化を推進し、権限を移譲することで業務執行上の意思決定の迅速化及び業務執行の効率化を図るところにあります。

取締役会を補佐する協議機関として、代表取締役のもと業務執行取締役及び執行役員等によって構成される執行役員会(月2回開催)は、当社及び当社グループに関する業務執行の相互調整による効率化を行っています。また、リスク管理の重要性に鑑み内部統制委員会、品質管理委員会などの任意機関を設け、ガバナンスの充実に努めております。取締役の指名・報酬につきましては、代表取締役及び社外役員から構成された指名報酬委員会を設置しており、適正な取り扱いについて議論しております。

2022年3月期において執行役員会は計23回開催し、労働時間管理、中期経営計画、DXの推進、店舗オペレーション、ITシステム、物流の改善、カタログ製作、社内規程整備等に関する調整を行いました。内部統制委員会は計4回開催し、各種法令への対応や、衛生管理・倒産・情報セキュリティ等のリスクへの対処等を議論いたしました。

当社は監査役会設置会社であり、各監査役は、客観的な立場から取締役の職務の執行を監視・検証し、定期的に代表取締役と意見交換を行うとともに、内部監査部門や会計監査人と連携しながら、各部門及び当社グループ各社からのヒヤリングや社内書類の閲覧等を行い、取締役及び執行役員等の職務の執行の妥当性、効率性を幅広く検証しております。監査役会は、計17回開催し、業務監査・内部統制監査等の報告を行いました。

さらに、業務執行部門から独立した内部監査部門は、定期的な監査と検証を実施し、善管注意義務違反や違法行為等の防止を図っています。

なお、開示に関しましては、ディスクロージャーポリシーにより、常に投資家等の視点に立ち、迅速、正確かつ公平に対処するものとし、会社情報を把握・管理し、適時適切な開示を行うものとしております。

さらに、財務報告に係る内部統制をはじめリスク管理やコンプライアンス活動に基づく体制整備により、適法性・妥当性について合理的な判断を行う体制としています。加えて、業務執行部門から独立した内部監査部門による定期的な監査と検証の実施により、善管注意義務違反や違法行為等に関して防止体制を採っております。内部監査部門に相当する監査室は、取締役と随時会合しているほか、監査役との密接な連携を確保しており、また、定期監査や四半期レビューの報告等を通じて外部会計監査人との連携を保っています。

なお、会計監査人については、EY新日本有限責任監査法人を選任しております。業務執行社員(公認会計士)は福原正三氏、江村羊奈子氏の2名であり、2022年3月期における会計監査業務に係る補助者は公認会計士8名、その他22名が携わっております。同監査法人の継続監査期間は、監査法人の合併前の監査期間も含め28年になります。

当社は、社外取締役である梅野勉氏、岩崎剛幸氏と金井千尋氏、及び社外監査役である佐藤裕一氏と榎本峰夫氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の規定する額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用する理由は、コーポレート・ガバナンスを確保するとともに、意思決定について客観的な立場を踏まえた判断を行い、取締役の職務執行を監督・監視する体制を構築し経営監視機能を強化するほか、また、職務に精通した業務執行取締役及び執行役員によって、意思決定や業務執行を行うことで経営の責任を明確にし、実効性を確保しようとするところにあります。

社外取締役は、当社経営に対して客観的な意見や助言を提供しているほか、一般株主と同様の立場で意思決定に関与し、経営に対する監督の実効性を高めています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会2週間前の6月9日より早い6月2日に発送いたします。
集中日を回避した株主総会の設定	いわゆる総会集中日の6月29日を避けております。
電磁的方法による議決権の行使	パソコンやスマートフォンでの議決権行使を可能としております。

議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社「CJ」が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	狭義の招集通知および総会参考書類につき英訳版を作成いたします。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	自社HPにてディスクロージャーポリシーを公開しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの説明会を開催いたします(年間2回)。	あり
IR資料のホームページ掲載	(IRに関するURL) https://www.shimajima.co.jp/ir.html (掲載している資料) 決算短信、有価証券報告書及び四半期報告書、適時開示書類、決算説明会資料、株主総会招集通知、事業報告書、中期経営計画、電子公告 等	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部内に広報担当部門を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス企業行動指針の実施要綱(行動羅針盤)として、ステークホルダーの尊重を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR活動は全社で取り組んでおり、その媒体としてCSR報告書を毎年9月下旬から10月上旬にかけて発行し自社HPに掲載しております。 環境に関しては、本社においてISO14001の認証を取得しており、毎期環境行動計画を立案し取り組んでいるほか、会議体「環境プロジェクト」において環境に関する全社的な戦略を議論しています。 情報セキュリティの向上にも取り組んでおり、2021年2月、新たに、ISO27001の認証を通信販売関連部門にて取得いたしました。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムの基本方針は次のとおりであります。

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・当社は、社外取締役3名を選任し、事業に関するアドバイス及び取締役等の職務遂行のモニタリングが実施される体制を整え、業務執行に対する監督を強化しています。また、企業統治を強化し企業価値の維持と向上を図るべく、社外取締役・社外監査役を中心に構成される任意の指名報酬委員会を組織しています。当社取締役会は、取締役候補者の選定や報酬の額について同委員会に諮問し、その答申を受けたうえで決定しています。
 - ・当社は、社長を委員長として業務執行役員で構成される内部統制委員会を設置しています。その他の構成員として各部門長を配置することにより、より現場に近い目線での議論ができる体制を取っています。同委員会では、企業活動に関する法令を洗い出し、リスク評価を行い予防措置、対処方法、是正手段を検討しています。また、コンプライアンス担当役員を設置し、内部統制委員会の中でコンプライアンスに係る項目の審議もしています。
 - ・当社は、コンプライアンスの推進活動に係る基本的事項であるコンプライアンス基本規程と取締役をはじめ全使用人の規範や基準であるコンプライアンス企業行動指針及びその実施要綱(行動羅針盤)を制定し、コンプライアンスの徹底を図っています。
 - ・当社は、取締役会全体の実効性評価を毎年、取締役各人から意見を吸上げることにより実施し、その運営の適正化を図っております。また、個々の取締役の能力・資質に関する評価も実施し、各人のスキル・マトリックスを作成しています。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・当社では、株主総会議事録、取締役会議事録、執行役員会議事録その他の職務の執行に係る重要文書等に関する情報を作成、保存及び管理する体制ができています。また、個人情報やマイナンバーに関しても、万全に管理する体制を作っています。

・当社は、情報セキュリティ責任者を長とし、各部署の代表者をメンバーとする情報セキュリティ委員会を設置し、情報システムに関する電子情報全般の管理体制を確立しました。また、使用人に対して定期的に情報セキュリティに関する教育を行い、個人情報保護方針の周知と個人情報の管理を徹底しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a)内部統制規程：内部統制委員会及び各担当部署における行動の基本規程です。内部統制委員会では、与信リスク、安全衛生リスク等、業務活動で直面するリスクの特定、評価、対応を含めたリスクマネジメントを推進し、リスクに対応した基準やマニュアル等の策定を行っています。その活動の概要は定期的に取締役会へ報告しています。

(b)危機管理規程：災害等(地震、火災、新型インフルエンザ、その他)に起因する緊急事態時の対応規程です。緊急事態時には、災害対策本部を立上げて、各部署に配置した委員と連携を取りながら対応します。また、首都圏直下型地震に備え、人命の安全確保及び事業早期再開の取組みに関するマニュアルを策定しています。

(c)情報システム管理規程・個人情報保護規程・情報セキュリティ管理規程：情報漏洩防止を始めとする情報セキュリティに関する全社的な管理・統括の規程です。通販関連部門でのISO27001の認証取得を基礎として、情報セキュリティ体制の更なる拡充を図っています。

(d)品質管理規程：品質を維持するための規程です。品質管理委員会を設置して、製品安全法令等を順守し、商品品質管理を適切に実施しています。

(e)内部者取引防止規程：社内情報管理の強化を図るとともにインサイダー取引を未然に防止し、証券市場における信頼を確保することに努めています。また、インサイダー取引防止のため使用人への研修を定期的に行っています。

(f)反社会的取引防止規程：反社会的勢力との取引の防止に必要な社内体制や手続きについて定め、社会規範を尊重して良識ある企業活動を心がけています。

(g)関係会社管理規程：当社関係会社における重要な契約の締結、重要な投融資等は当社で内容審議し、損失リスクの抑制をはかっています。

(h)内部監査規程：監査室を中心として内部監査を実施することにより、各部門での損失・危険の拡大防止をはかっています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社取締役会は執行役員制度を導入し取締役会における決定事項に基づいて、執行役員が業務執行を迅速に遂行する体制を整えています。

・当社は原則、取締役会を毎月1回、執行役員会を月2回開催し、業務の全般的執行方針の決定、重要な業務の実施状況の確認等、活発な協議を行うことにより多面的な検討を行っています。

・当社取締役会は、業務の効率的な遂行、責任体制の明確化及び執行役員制度の実効性を確保するため、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、職務権限基準等、取締役会付議基準や決裁手続きを定めています。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社は、コンプライアンス基本規程とともに、使用人の規範や基準であるコンプライアンス企業行動指針及びその実施要綱(行動羅針盤)を制定し、使用人がルールを順守し誠実かつ公正に業務遂行するようコンプライアンスの周知徹底を図っています。同指針及び実施要綱(行動羅針盤)は、カードに印刷して配布し常時参照できるようにしています。

・各部門は、企業活動に関連する法令を洗い出し、リスク評価を行い、予防措置、対処方法、是正手段を実施しています。

・当社は、使用人が法令順守上疑義のある行為等について直接情報提供が行えるよう、社内通報規程に基づき相談・通報窓口を設置しています。

(6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社は、子会社等に対する統一的な管理事項を定めた関係会社管理規程を制定するとともに、子会社等が行う重要事項に関して承認基準を制定し、当該基準に基づいてその経営を管理しています。

・当社におけるコンプライアンスに係る諸規程は、当社子会社等でも制定され、順守されています。

・(5)のコンプライアンス企業行動指針及びその実施要綱(行動羅針盤)は、当社子会社等においても配布され、周知徹底されています。

・当社は、当社子会社等の使用人が法令順守上の疑義等について直接情報提供が行えるよう、当社と共通の相談・通報窓口を設置し利用可能としています。

・当社は、子会社等との間において、社内規程等と市場価格に基づく適正な取引を行っています。

・当社の内部監査部門は、業務執行部門から独立した立場において当社内各部署及び各子会社等の業務プロセス等を定期的に監査し、業務活動の有効性、適法性、社内規程の順守等に関する検証を行っています。

・同部門は、平素よりコンプライアンス担当部署、監査役と連携し、当社を含む企業集団全体のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査・検討し、取締役会及び監査役会の双方に対して報告を行っています。

・当社監査役は、当社及び当社子会社等の客観的な監査役監査を、独立した立場から関連規程と監査基準に基づき実施しており、監査対象項目としてコンプライアンスに係る項目も監査・確認しています。

・監査役監査の実施にあたっては、内部監査部門及び会計監査人と連携し、重要な会議に出席し必要な意見を述べ、または説明を求めることができます。

(7) 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

・当社は、監査役からの要請に基づき、監査役の職務を補助するために必要な要員を配置しています。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

・当社は、監査役の職務を補助する使用人につき、その独立性を確保し、当該使用人は当社の執行部門には属さないこととなっており、執行部門の指揮監督は受けません。また、同補助員に対する人事異動・人事評価・懲戒処分その他人事上の措置は、監査役会の承認を要するものとしています。

(9) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

・当社監査役は、職務執行上必要な費用を当社に対して請求でき、当社は、同請求に応じ速やかに支払いを行っています。

(10) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

・当社の相談・通報窓口は、社内通報規程に基づき当社使用人の相談・通報を受け、経営幹部等の不正につき速やかに監査役に報告しています。

・当社の内部監査部門は、実施した内部監査の結果や内部統制委員会等の活動状況について監査役に定期的に報告しています。

・当社監査役は、当社の取締役及び使用人に対し、業務執行に関する事項について速やかな報告を求めることができます。

(11) その他監査役が効率的に行われることを確保するための体制

・当社監査役は監査結果に基づき明らかとなった課題に対応するため、社長、取締役、内部監査部門、会計監査人等のそれぞれとともに、定期的に又は随時、対策等の協議を行っています。

・当社監査役は、会計監査人を監視及び検証し、会計監査人の独立性を確保するとともに会計監査人の監査報告について独自に報告を受けています。

(12)財務報告に係る内部統制

・当社は、財務報告に係る信頼性を確保するため、金融商品取引法に則り文書化やフローチャート等整備を行い、財務報告に係る内部統制の有効性評価を行っています。その結果、当社は、財務報告に係る内部統制は有効であり重要な不備はないと評価しています。

なお、前12項に係る社内規程、規定、制度、マニュアル、手続き等は各担当部門において継続的に見直し、必要に応じて改廃、制定、改善等を行います。

2.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

企業行動規範や、コンプライアンス企業行動指針の実施要綱(行動羅針盤)にて反社会的勢力の排除を規定しているほか、反社会的取引防止規程並びに反社会的勢力対応マニュアルを制定し、反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに警察当局等と連携し、事由の如何を問わず組織的に毅然とした態度をもって対応します。

また、各種契約書等に反社会的勢力と判明した場合などに備え、必要な条文を挿入し牽制しています。

その他

1.買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2.その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の適時開示に関する体制は、以下のとおりです。

1.基本方針

当社は、投資者等への公正かつ適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識しており、常に投資者等の視点に立ち迅速、正確かつ公平な開示を投資者に対して行うとともに、法令及び取引所規則等を順守し、会社情報の公正な提供について真摯な姿勢で臨むこととしております。

(弊社ディスクロージャーポリシー <https://www.shimojima.co.jp/ir.html>)

2.適時開示の手続

(1)情報収集に関して

当社グループにて、投資家の方々の投資判断に影響を与えるような重要事実が発生したら、総務部・経理部等の各関連部署が情報を集約し、情報開示責任者に報告します。同責任者は、インサイダー取引防止規程に基づいて情報を管理したのち、会社法、金融商品取引法などの関連法令及び東京証券取引所の有価証券上場規程に則り、迅速に開示を判断します。

開示の判断に際して、情報開示責任者は、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家の意見を聴取します。

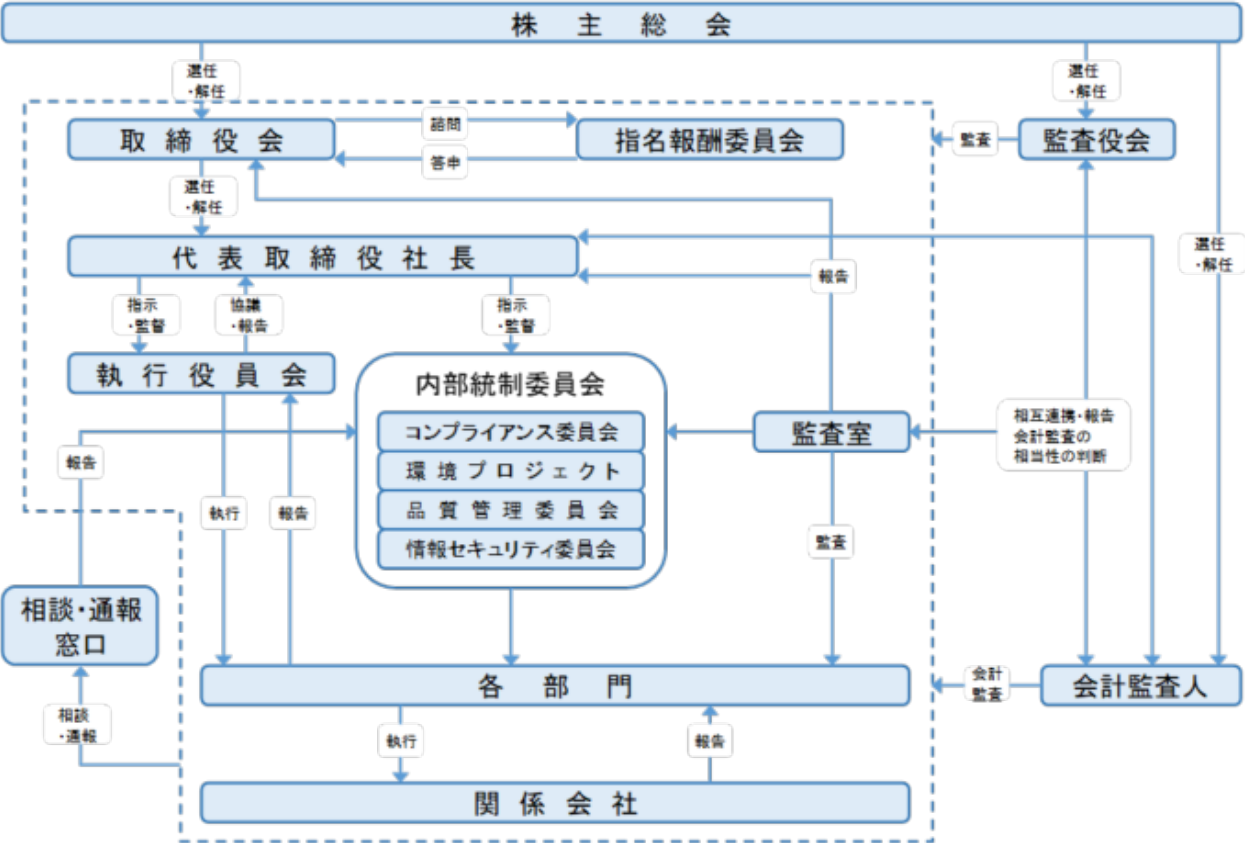
(2)開示方法に関して

情報開示責任者が開示の判断を示したら、総務部または経理部は、東京証券取引所が指定する方法(適時開示情報伝達システム(TDNet))により適時開示を実施します。経理部は、決算等の財務情報に関して、総務部は、その他の非財務情報に関して、開示実務を行います。

(3)モニタリングに関して

情報開示責任者が適時開示を実施するにつき、監査室、取締役会、監査役会は、それぞれ同開示の内容及び状況を監視します。

コーポレート・ガバナンス体制図



スキルマトリックス項目

氏 名		1	2	3	4	5	6	7	8	9
		企業経営 (リーダーシップ)	営業 マーケティング	海外戦略	法務 リスクマネジメント	財務 経理 M&A	人事 総務	DX(IT) SCM (物流)	R&D 商品開発	ESG SDGs 環境
笠井 義彦		●	●	●				●	●	●
下島 雅幸				●	●	●	●	●		●
小野寺 仁								●	●	●
川原 利治		●	●							●
服部 進吉		●	●						●	●
大 貫 学			●						●	●
梅 野 勉	社外	●	●	●			●		●	●
岩崎 剛幸	社外	●	●							●
金井 千尋	社外				●	●	●			●